

2026-03-12

ゆいま～る栢島

外部サービス利用型(介護予防)
特定施設入居者生活介護契約書

号室

様

株式会社コミュニティネット

- 2 甲は、乙に対し、前条により乙のための特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、乙がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 甲は、乙の特定施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 4 乙等は、必要がある場合は、甲に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、甲の業務の支障のない時間に行うものとします。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第6条 甲は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、乙に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により乙の行動を制限しません。
- 2 やむを得ず身体拘束その他の行動制限を行なう場合は、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」について施設内で検討し、その結果やむを得ない対応であることの理由、身体拘束その他行動制限をする期間などをご家族に説明し、同意書に署名・捺印していただきます。

(事故発生の防止)

- 第7条 甲は、事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるものとします。
- 2 甲は、乙に事故が発生した場合は、速やかに市町村、乙の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
 - 3 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。

(協力義務)

- 第8条 乙は、甲が乙のため特定施設サービスを提供するにあたり、可能な限り甲に協力するものとします。

(苦情対応)

- 第9条 甲は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、甲が提供した特定施設サービスについての乙等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行ないます。
- 2 甲は、乙等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、乙に対し不利益な取り扱いをすることはしません。

(緊急時の対応)

- 第10条 甲は、現に特定施設サービスの提供を行なっているときに乙の容態が急変した場合やその他必要な場合、保証人や乙の主治医又は当事業所の協力医療機関に連絡を取る等、速やかに必要な対応を講じます。

- 三 第14条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 四 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 五 乙が、介護保険施設や医療施設等へ入所または入院等をしたとき。
- 六 甲と乙との間で、ゆいま〜る拝島に関する建物賃貸借契約が終了したとき。
- 七 乙が死亡したとき。

(損害賠償)

第17条 甲は、特定施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに乙等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により乙に損害が発生した場合は、甲は速やかにその損害を賠償します。ただし、甲に過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(保証人)

第18条 乙は保証人を定めるものとします。ただし、保証人を定めることができない場合は、乙は保証協会等の利用により保証人を定めるものとします。

- 2 ゆいま〜る拝島に関する終身建物賃貸借契約が前払金で乙が2人入居の場合は互いに保証人になりますが、どちらか1名になった場合は、別途保証人を定めるものとします。なお、月額払いで乙が2人入居の場合は別途保証人を定めるものとします。
- 3 前項の保証人は、本契約に基づく乙の甲に対する債務について、乙と連帯して履行の責めを負います。
- 4 前項の保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 5 保証人が負担する債務の元本は、乙又は保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 6 保証人の請求があったときは、甲は、保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 7 乙は保証人に対して次の権限を与え、保証人はその権限の行使を受諾するものとし、甲は保証人に対してその権限の行使を要求できます。
 - 一 乙が重度の疾病、その他の事由で正常な意思の表示ができない場合には、乙に代わって契約存続の可否等、乙の保護に必要な対処をすること、及び本契約終了後の乙の身元を引き取ること。
 - 二 その他、乙の病気時や死亡時における連絡と、乙の一身上の相談。

(入居者代理人)

第19条 乙は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うことができます。

- 2 乙の代理人選任に際して必要がある場合、甲は成年後見制度の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。